基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年一月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月十七日

名古屋市西区中小田井四丁目一六番地
株式会社シィ・エム・エス
代表取締役　髙橋　秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十二月十七日

福島県福島市飯坂町平野字上前田六番地の一
福島乳業株式会社
代表取締役　梅宮　勇造

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヘルシーサービスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月二十六日までに当社にご提出ください。

平成二十一年十二月十七日

東京都千代田区九段北一丁目一四番二一号
株式会社ＪＨホールディングス
代表取締役　法田　真一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山本幸秀が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十二月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番三号
モカ・インターナショナル・リミテッド
日本における代表者　山本　幸秀

限定承認公告

本籍宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東町の口三一番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　三上　武利

右被相続人は平成二十一年四月二十四日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十八日仙台家庭裁判所大河原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東町の口三一番地四
限定承認者　三上　敏彦

限定承認公告

本籍東京都荒川区町屋三丁目一〇三八番地、最後の住所茨城県小美玉市竹原六八〇番地三
被相続人　亡　小林　保嘉

右被相続人は平成二十一年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十九日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

茨城県牛久市刈谷町五―一一六―一クレセント壱番館二〇二
相続財産管理人　小林　嘉昭

限定承認公告

本籍東京都板橋区上板橋一丁目四九四五番地、最後の住所千葉県市原市姉崎三二二一番地一ダイアパレス千葉青葉台サウスアベニュー三〇三
被相続人　亡　加賀　純一

右被相続人は平成二十一年十月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月四日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

千葉県市原市姉崎三二二一番地一ダイアパレス千葉青葉台サウスアベニュー三〇三
相続財産管理人　加賀　潔

限定承認公告

本籍神奈川県大和市南林間二丁目三二四六番地、最後の住所神奈川県綾瀬市落合南一丁目四番一六号
被相続人　亡　桑原　國春

右被相続人は平成二十一年六月三日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　横浜綜合法律事務所
相続財産管理人桑原貞春
代理人弁護士　稲村　育雄

限定承認公告

本籍長野県長野市篠ノ井石川一四一八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　南澤　恒男

右被相続人は平成二十一年八月三日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

長野市篠ノ井石川一四一八番地
相続財産管理人　南澤すみ子

相続財産分離につき債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市吉美根字二枚橋七一六番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　山形ハツヨ

本籍福島県須賀川市吉美根字二枚橋七一六番地、住所本籍と同じ
相続人　山形　正一

本籍福島県須賀川市吉美根字二枚橋七一六番地、住所福島県郡山市富田町字音路八三番地の二〇
相続人　山形　正次

福島家庭裁判所郡山支部は、平成二十一年三月二十七日、右相続人山形正一及び同山形正次の各財産から右被相続人山形ハツヨの相続財産を分離する旨命じたので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に配当加入の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

福島県須賀川市仁井田字大谷地三七九番地の四
相続債権者　すかがわ岩瀬農業協同組合

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金三億一千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年一月十九日であり、取締役の決定は、平成二十一年十二月十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十五日付官報の号外第八十一号八十九頁に掲載されています。

平成二十一年十二月十七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・ツー・ホールディング特定目的会社　取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十一年十一月十九日掲載の訂正公告中、効力発生日は「平成二十一年十二月十八日」とあるは「平成二十二年一月二十二日」に変更いたします。

平成二十一年十二月十七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・ナイン・インベストメント特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

取消公告

平成二十一年十月二十六日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十一年十二月十七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・シックス・インベストメント特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八一	一	一七	贈与の限度額	贈与額
八一	一	終りから一八	贈与の限度額	贈与額
三二			（終りから）	

平成二十一年四月六日外務省告示第百七十四号（カティ市教員養成学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換に関する件）（原稿誤り）

同年七月三十一日外務省告示第三百九十九号（サヘル地方初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

八一	一	一七	贈与の限度額	贈与額
一七二	一	一五	平成21年11月5日掲載の大津家庭裁判所高島出張所に係る平成二十一年（家）第一四七号失踪宣告取消中（印刷誤り）	平成21年11月20日失踪宣告取消審判確定

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十七日付第二六六号

九六ページ●同日付政府調達第二三二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）